

〈台風 10 号の被害に遭われたみなさまへ〉 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン特集

一定の要件を満たす場合に、住宅ローン、事業性ローンなどの免除・減額を申し出ることができる制度・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインが適用される可能性があります。

Q1 私はガイドラインに基づく債務整理をすることが可能でしょうか。

(住居、勤務先等の)生活基盤や(事業所、事業施設、取引先等の)事業基盤などが災害救助法の適用を受けた自然災害の影響を受けたことによって、債務を弁済することができない、または、近い将来弁済することができないことが確実に見込まれるときは、ガイドラインに基づく債務整理ができる場合があります。

(台風10号により、災害救助法の適用を受けた地域は以下のとおりです。

帯広市、南富良野町、音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町)

ガイドラインが利用できる方は、要件を満たせば上記地域にお住まいの方に限られません。

詳しくは最寄りの弁護士会にご相談ください。

Q2 通常の債務整理等と比べてどのようなメリットがあるのですか？

通常の債務整理・破産手続き等と比べて、次のようなメリットがあります。

①いわゆるブラックリストに載りません。

②最大 500 万円の現預金、家財地震保険金最大 250 万円、被災者生活再建支援金、災害弔慰金・災害障害見舞金、義援金といった財産を手元に残すことができます。

③原則として保証人等への支払い請求がされません。

登録支援専門家の支援を受けて進めます

Q3 手続きはどのような流れで進むのですか？また、どれくらいの期間がかかるのですか？

① 借入の元本額が最大の金融機関にこの制度の利用をご自身で申し出てください、その金融機関から同意書が発行されます。

② 金融機関の同意を受けた後、弁護士会に④金融機関から受領した同意書と⑥弁護士会館備え置きに登録支援専門家弁護士委嘱書を提出してください。

③ 登録支援専門家の弁護士の支援を受けて準備を進め、債務整理の申し出を行います。

④ 金融機関と協議し、調停条項案を原則 3 か月以内に金融機関へ提出します。一か月以内に金融機関から返事があります。

⑤ 簡易裁判所での特定調停により、調停を成立させます。

※上記①から⑤まで、早くても6か月程度は時間がかかると考えられています。

弁護士費用はかかりません

Q4 金融機関に同意してもらえなかったのですが、どうしたらよいのですか？

ガイドラインの利用の申し出を受けた金融機関は、債務者が本ガイドラインを利用できないことが明らかなる場合を除いて、同意しなければならないことになっています。金融機関の苦情相談受付か、各弁護士会にご相談ください。

Q5 事業者でも使える制度ですか？

個人事業主は要件をみたせば利用できます。個人のみを対象にしているため、法人は使えません。法人の保証人である代表者個人は、法人の債務を整理した後でなければガイドラインを利用できないのが原則です。

道弁連被災者支援ニュース 第3号 (裏面)

Q6 債務者の収入や資力によってガイドラインが使えない場合もありますか？

ガイドラインの利用には、災害の影響を受けたことによって、債務を弁済することができないこと、または近い将来において震災前から残っている債務を弁済することができないことが確実と見込まれること、といったいくつかの要件が定められています。

例えば、①手元に残せる資産(Q1参照)以外の資産が、負債額より大きい場合などは、基本的には利用が困難です。また、②事業性ローンがなく年収が730万円以上の場合や、③既存の住宅ローン年間返済額や住居費の年収に占める割合が40%未満の場合には個別のケースに応じて判断されることになります。

詳しくは、各弁護士会法律相談センターにご相談ください。

Q7 震災前から滞納していたのですが、ガイドラインを使えますか？

この制度は、震災の影響でローン返済が難しくなったときに利用できる制度です。したがって、災害が発生する以前に、ローンについて、期限の利益喪失自由に該当する行為があった場合には、当該ローン債権者の同意がなければ利用できません。

Q8 銀行にガイドラインを使うと伝えれば、ローン返済がストップするのですか？

登録支援専門家の支援を受けて債務整理申し出をしたときに一時停止(ストップ)になります。銀行への着手申し出だけではローン支払いの一時停止にはなりません。ただし、債務整理申し出前であっても金融機関が支払い猶予に応じてくれる場合もありますので、銀行に相談してみてください。

Q9 一時停止まではローン返済しないといけないのですか？

債権者が猶予をしてくれなければ、返済を継続する必要があります。返済を継続しないと一括返済を求められたり担保権を実行されてしまうことがありますから、債務整理の申し出を急いで準備しましょう。もっとも、延滞をしてもガイドラインが全く利用できないというわけではありません。

Q10 リスケジュールや一部返済をしてしまったのですが、利用できますか？

どちらもできます。利用できないと言われた場合、各弁護士会法律相談センターにご相談ください。ただし、一部返済等によりガイドラインの利用に影響がある可能性があります。事前に弁護士にご相談ください。

Q11 新たな住宅ローンを借り入れたのですが、利用できますか？

特段の事情がない限り、現在の運用では利用できません。住宅ローン、リフォームローンなど、新たな借り入れは慎重にご検討ください。

Q12 家を残して住み続けることはできますか？

住宅ローンの返済が残っている場合、通常、自宅に抵当権が設定されていると思います。この場合、①自宅を売却してその代金で住宅ローン債権者に優先的に弁済する方法、②不動産鑑定士に自宅の公正価額を評価してもらい、その価額を住宅ローン債権者に一括(分割)弁済することを条件に、家を残す方法もあります。

道内各地の弁護士会において面接での法律相談を受け付けています。ご希望の方は、以下の電話番号にお問い合わせ頂き、事前の予約をお願い致します。(※予約受付時間：平日9時00分～17時00分)

旭川弁護士会 ☎ 0166-51-9527 釧路弁護士会 ☎ 0154-41-0214

釧路弁護士会(帯広会館) ☎ 0155-66-4877

札幌弁護士会 ☎ 011-281-2428 函館弁護士会 ☎ 0138-41-0232

北海道弁護士会連合会は、今後も被災者のみなさまへ、必要で有用な情報を発信いたします。本ニュースに関するお問い合わせは、本書オモテ面記載の各連絡先までお願いいたします。なお、本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。